役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

1. この規定は社会福祉法人寿多摩院(以下法人とする)の役員及び評議員(以下役員等とする)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

1. 法人の役員等に対して報酬を支給する。

　　 2　役員会議及び出張(出張については、1日当たり)1回の金額は定款の定める範囲内で支給するものとする。

　　 3　支給日は年度末3月に集計し支給する。(出張については、出張終了後)

　　 4　ただし時勢的に必要と認められた場合は改正できるものとする。

(費用弁償)

1. 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

　　 2　役員等が、理事会、評議員会に出席する場合一律上限5000円以内とする。

　　 3　出張の場合は交通費＋宿泊費とする。交通費とは公共交通機関の料金とする。但し都合により自家用自動車を利用する場合は公共交通機関の料金に準ずる。

　　 4　宿泊料は、上限1泊15000円以内を支給する。

(改正)

1. この規約の改正については、評議員会の決議を要する。

付則

１．この規約は、平成21年3月28日から施行する。

２．平成28年2月13日、一部改正。

３．平成29年11月5日、一部改正。

４．平成31年4月1日、一部改正。

三島郡出雲崎町大字上中条14‐4

社会福祉法人寿多摩院